厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第43条に基づき次のとおり公告します。

１．代表清算人氏名　西　　昂

２．住所　兵庫県神戸市中央区磯上通６丁目１番11号　兵庫県医師会館　７階

平成 28 年３月 10 日

兵庫県病院厚生年金基金
理事長　西　　昂

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 28 年３月 10 日　　奈良県教育委員会

１　氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者
　山本　伸享、三重県
　⑴　中学校教諭一種免許状、奈良県教育委員会
　⑵　高等学校教諭一種免許状、奈良県教育委員会
２　失効年月日　平成28年１月29日
３　失効事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

無縁墳墓等改葬公告

旧邑南町立桃源の家跡地整理事業のために無縁納骨堂について改葬することになりましたので、死亡者の縁故者及び無縁納骨堂に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 28 年３月 10 日　　邑　南　町

１．納骨堂所在地　島根県邑智郡邑南町矢上7885番地
１．納骨堂の名称　旧邑南町立桃源の家納骨堂
１．死亡者の本籍及び氏名　本籍は全て不詳、泉田光英、嘉戸崎澄吉、形川嘉市、倉田マツ、峠田喜作、日比野カノ、大場精次郎、橋本ヒサ、岡田丈右エ門、大屋円市、中村為市、追原勘一、沖皃栄四郎、本田ナツ、橋本竹蔵、福間タヨ、村田清一、出口貞市、板垣フミ、松田武市、大田猪三郎、石川松太、福間ユク、山本貞市、番野ウタヨ、木野下ウメノ、田儀ルイ、稲田トナ、津田健二郎、山根喜太郎、和田佐左衛、西條多佐市、出口アキ、内海栄吾、高尾キヌ、杉本久七、橋本スミ、後藤ミナ、茅原喜多次、門脇金藏、水島文太郎、柿内武市、戸沢芳之助、柳楽幾太郎、山崎七五三一、丸山フサ子、斉藤房吉、石橋磯太、栗原徳重、臼井ヨシ、山本カヤ、藤田保次、野村太郎、逸本富太郎、荒瀬ヲミイ、小林彦次郎、山本ユキ、松原都一、佐藤サト、神田タケヨ、芝村徳太郎、小川直一、細谷ミヨ、藏本常義、河子キヌ、田平森藏、大原留市、長屋チサヨ、岡本唯一、船津サクノ、滝川春治、岩原祖禅、横山政俊、板垣庸三、倉田留市、野田作市、佐々木カ子、森脇亀市、仁平徳三郎、竹原吉右衛門、中村増市、宮廻菊三郎、杉本與一、松本サト、橋本春太、村上タマ、冝讃横カヤ、田中マツ、瀬川コマ、原忠四郎、村上金吾、花田清太郎、只野タマ、石橋竹市、林鹿市、木島フジ、三浦義祐、丸山ちよ、大野幸市、金本精一、吉田竹治、大賀恵喜太郎、寺尾イア、水津フキ、石橋ミト、河野為市、新矢梅市、戸島常三郎、山本承還、沖荒次郎、渡与一、本田タケ、西田朋一、深田互之助、大島トセ、大野ヒナ、越田モト、岩田ハルエ、立花チヨ、内田辰吉、久門シゲ、金森綾子、佐々木逸太郎、藤田清五郎、船越つ祢、村中平市、中土居金兵衛、髙木美登、高綱マサヨ、大賀リカヨ、加藤万吉、泉田よね、下山悟、洲濱春治、中川義治、寅本ハル、井上定信
１．改葬を行おうとする者　島根県邑智郡邑南町矢上6000番地　邑南町長　石橋　良治

無縁墳墓等改葬公告

具志川環状線道路改良事業のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご了承ください。

平成 28 年３月 10 日　　沖　縄　県

１．墳墓等所在地　沖縄県沖縄市字登川中川原1173―4番地
１．墳墓等の名称　不詳
１．死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
１．改葬を行おうとする者　沖縄県沖縄市美原１―６―34　沖縄県土木建築部中部土木事務所長　嘉手納良文

会社その他の公告

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十八年二月十二日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十日

仙台市若林区河原町一丁目四番二二号
有限会社ブラザ河原町
清算人　大町　正子

解散公告

当社は、平成二十八年二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十日

宮城県仙台市泉区南光台東二丁目二〇番一六号
有限会社四季
清算人　野村登志子

解散公告

当社は、平成二十八年三月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十日

福島県福島市南矢野目字下柳田六番地の一七
有限会社ヒカリラウンド
清算人　佐藤　崇弘

解散公告

当社は、平成二十八年二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十日

埼玉県富士見市大字東大久保七六七番地
有限会社新井産業
清算人　新井　康之

解散公告

当法人は、平成二十八年二月十五日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十日

埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵字陣屋一一五番地
特定非営利活動法人福祉かしのき
清算人　若山　孝之

解散公告

当社は、平成二十七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十日

千葉県市原市青葉台四丁目五番地一一
有限会社杏花
清算人　白井　豊

解散公告

当社は、平成二十八年二月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十日

茨城県古河市東本町一丁目四番二二号セラヴィ一一三F
合同会社ｓｔｒａｔｏｎ
清算人　岩上亜由美

解散公告

当社は、平成二十八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十日

埼玉県富士見市大字東大久保七六七番地
有限会社新井産業
清算人　新井　康之

解散公告

当法人は、平成二十八年二月十五日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十日

埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵字陣屋一一五番地
特定非営利活動法人福祉かしのき
清算人　若山　孝之

解散公告

当社は、平成二十七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月十日

千葉県市原市青葉台四丁目五番地一一
有限会社杏花
清算人　白井　豊